



# 消防団の組織概要

令和2年4月1日現在

都道府県名	長崎県	所在地	〒850-0032		
市町村名	長崎市		長崎県長崎市興善町3番1号		
消防団事務所管	長崎市消防局 予防課	電話番号(直通)	095-822-0425	FAX	095-829-1067
消防団名	長崎市消防団	メールアドレス	shoubo_yobo@city.nagasaki.lg.jp		

組織	分団数	70	分団	ホームページURL	<a href="https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/220000/index.html">https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/220000/index.html</a>											
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント												
	方面隊数	4	隊													
	部数	116	部	【組織概要図】												
	班数	0	班													
団員数	条例定数	2,944	人	本部	団本部											
	実員数	2,608	人		地区本部(18地区)											
	男性団員数	2,545	人		広域支援分団											
	女性団員数	63	人	【地区】	【分団】											
	基本団員数	2,608	人			東長崎 第28分団～第30分団										
	大規模災害団員数	0	人			日見 第31分団										
	その他の機能別団員数	0	人			茂木 第32分団～第35分団										
職業構成別団員数	国家公務員	7	人	西方面隊	稲佐 第18分団～第23分団、旭町水上分団											
	地方公務員	96	人		福田 第24分団、第25分団											
	都道府県職員	23	人		式見 第26分団、第27分団											
	市区町村等職員	73	人		三重 第40分団～第42分団											
	特殊法人等公務員に準ずる職員	42	人		外海 第56分団～第60分団											
	農協職員	23	人		琴海 第61分団～第66分団											
	日本郵政グループ	29	人													
その他	2,434	人														
消防団活動事例・PR等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">南方面隊</td> <td>梅香崎 第12分団～第17分団、戸町水上分団</td> </tr> <tr> <td>土井首 第36分団、第37分団、土井首水上分団</td> </tr> <tr> <td>深堀 第38分団、第39分団</td> </tr> <tr> <td>香焼 第43分団～第45分団</td> </tr> <tr> <td>伊王島 第46分団</td> </tr> <tr> <td>高島 第47分団</td> </tr> <tr> <td>野母崎 第48分団～第52分団</td> </tr> <tr> <td>三和 第53分団～第55分団</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">北方面隊</td> <td>中央 第1分団～第11分団</td> </tr> </table>					南方面隊	梅香崎 第12分団～第17分団、戸町水上分団	土井首 第36分団、第37分団、土井首水上分団	深堀 第38分団、第39分団	香焼 第43分団～第45分団	伊王島 第46分団	高島 第47分団	野母崎 第48分団～第52分団	三和 第53分団～第55分団	北方面隊	中央 第1分団～第11分団
							南方面隊	梅香崎 第12分団～第17分団、戸町水上分団								
								土井首 第36分団、第37分団、土井首水上分団								
								深堀 第38分団、第39分団								
								香焼 第43分団～第45分団								
								伊王島 第46分団								
								高島 第47分団								
								野母崎 第48分団～第52分団								
								三和 第53分団～第55分団								
								北方面隊	中央 第1分団～第11分団							
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	36,500	円												
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円												
手当	火災出動	☆		円												
	(参考)交付税単価	7,000		円/回												

※1:「消防団の組織概要等の調査」による  
 ※2:火災出動に関し、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。  
 もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。  
 ※3:詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。